

## 第5章 施策の展開

### 基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

#### (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化

##### 現状と課題

##### 〔保育ニーズの変化への対応〕

- 本市においても、依然として出生数と子どもの人口の減少が続いている状況ですが、低年齢児の保育ニーズは引き続き高い状況にあります。アンケート結果からも、認定こども園を希望する人が増えていることが分かります。本市では、令和3年2月に策定した「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」に基づき、和田保育園保育室増設事業などにより低年齢児の受入規模の拡大を行いました。今後も、こうした保育ニーズに対応していくため、長期的な予測のもとで、量を確保していくことが求められます。

##### 〔施設の老朽化と配置バランスの改善〕

- 市内の保育所及び幼稚園については施設の老朽化が進んでいることから、各園への聴き取りを行いながら、必要な修繕等を進めています。一方で、地域によって子どもの人口の減少度合いに差があり、保育ニーズにも地域的な偏りがみられます。優先順位を正確に把握したうえで必要な修繕を計画的に実施することが求められます。

##### 〔就学前教育・保育現場における人材不足への対応〕

- 就学前教育・保育現場における人材不足は年々深刻化しています。一方で業務の負担軽減を図るべく、施設管理員の任用や現場における ICT の活用を進めています。今後もニーズに対応し、質の高い就学前教育・保育を提供するためにも、職員の業務負担の軽減を図るとともに、亀山市定員適正化計画との整合を図りつつ、正規職員の増員を図ることが求められます。

##### 施策の方向性

#### ①就学前教育・保育施設の再編と整備

- ◇子育て世帯の就労状況の変化や就学前教育・保育ニーズの変化に留意し、認定こども園を基本とした施設整備を「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」に従い行います。

- ◇公立保育所、幼稚園及び認定こども園について、子どもが安全・安心に過ごすことができるよう、既存施設について適切な改修等を行うとともに、施設の充実を図るための整備についても計画的に行います。
- ◇ 利用意向の上昇傾向が続く３歳未満の低年齢児について、既存施設や民間機能を活用し、受入規模の強化を図ります。

## ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化

- ◇ 亀山市定員適正化計画との整合を図りつつ、公立保育所、幼稚園及び認定こども園における保育士等の専門職について、計画的な正規化の推進を図ります。
- ◇ 子どもを適切に受け入れることができるよう、幼児教育・保育を支える必要な人員配置を図ることで、適切な受入体制の確保を図ります。
- ◇ 市が利用調整を行う私立保育所等について、低年齢児の安定的な受入規模の確保を図るための保育士確保への支援を引き続き検討します。
- ◇ 保育士等の業務負担の軽減を図り、幼児教育・保育の質の向上を図るため、ＩＣＴを活用した業務改善を充実するとともに、保育士等の業務負担を支えるサポート職の配置を検討します。

## (２) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践

### 現状と課題

#### [子どもの育ちを促すツールの活用]

- 子ども一人ひとりの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた適切かつ質の高い教育・保育の提供が不可欠です。本市では、保育士等への支援として訪問相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的な指導を行うなど、園における指導力の向上を図っています。また、「亀山市保幼認共通カリキュラム」、「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を活用し、保幼認小間の交流の機会を持ち、段差の少ない小学校への就学につなげています。

#### [子どもの情操を育むための地域資源の活用]

- 本市が有する歴史や自然等の豊かな地域資源の中で、各園の自然環境を生かした自然保育を取り入れ、実施しています。また、ファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジといった、本に親しむ機会づくりにも努めています。今後も、「亀山らしさ」を生かした活動が求められます。

#### [職員のスキルアップ]

- 就学前教育・保育においては、子どもと直接触れ合う職員の質の向上が不可欠です。このため、計画的な外部研修を実施するとともに、教育委員会と福祉部門を兼務する職員及び幼児教育推進員を配置し、園内の研修の充実及び、定期的巡回

指導による指導力の強化に努めています。今後も、継続した取組によって、職員のスキルアップを図ることが求められます。

## 施策の方向性

### ①質の高い教育・保育の提供

- ◇ 子ども一人ひとりの発達の状況や個性を尊重し、一人ひとりに丁寧に向き合う幼児教育・保育の提供に努めます。
- ◇ 「亀山市保幼認共通カリキュラム」や「亀山市保幼認小接続カリキュラム」を活用し、関係機関との連携による切れ目のない一貫した就学前の教育・保育の提供に努めるとともに、小学校を核とした保育所、幼稚園及び認定こども園との交流活動を充実することで、スムーズな小学校への就学につなげます。
- ◇ より良い教育・保育の提供を行うことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園での自己評価のしくみづくりを検討します。
- ◇ 子どもが安全に活動できるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園において施設外活動等を含む様々な活動や施設の設備等の安全点検の実施等に関する安全計画を策定し、安全確保のための取組を行います。
- ◇ 幼児教育・保育の無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、質の高い教育・保育が提供されるよう、三重県との連携の下、必要な働きかけを行います。

### ②魅力ある教育・保育の充実

- ◇ 子どもが地域の人々と交流しつつ、保育所、幼稚園及び認定こども園を取り巻く豊かな自然、歴史資源を身近に感じながら豊かな体験ができる活動に継続的に取り組みます。
- ◇ 相互貸借事業やかめやま電子図書館の活用により、市立図書館と連携しながら、子どもの読書習慣づくりを推進します。
- ◇ 子どもの健全な発達のため、給食関係者が情報交換を行い、地産地消に努めるとともに、バランスの取れた季節感のあるおいしい給食の提供に努めます。
- ◇ 子どもの成長段階に合わせた4段階の離乳食や一人ひとりの状況に配慮したアレルギー除去・代替食の提供に努めます。

### ③保育士等への支援体制の強化

- ◇ 保・幼・認・小が一体となった幼児教育研修会を行うほか、研修の機会を確保するなど、明確な目的を持った計画的な研修を実施します。
- ◇ CLM（チェック・リスト・in 三重）を有効に活用して保育士等への支援体制を充実させ、個々の子どもに向き合った支援力の強化を図ります。
- ◇ 教職員指導員の配置により園内研修の充実を図り、幼児教育推進員とともに、定期的巡回指導によって保育に関するアドバイス等の機会を増やすことにより、保育の質の向上及び指導力の強化に努めます。

### (3) 多様な保育サービスの提供

#### 現状と課題

##### [障がいのある子どもの保育の充実]

- 障がいのある子どもの保育を充実させるため、必要な介助員等を配置するとともに、医療的ケア児の入所にあたっては看護師を適切に配置し、対応しています。今後も、切れ目なく子どもを保育していくため、専門職による支援体制や連携強化を図ることが求められます。

##### [多様な保育ニーズへの対応]

- さまざまな働き方に対応し、保育ニーズも多様化しています。本市では、私立保育所・園で休日保育を行っています。また、市内での病児保育は受け入れがないものの、ファミリー・サポート・センターがその機能を担っています。アンケート結果からは、休日保育のニーズはやや減少しているものの、病児保育へのニーズは高まっていることがうかがえます。今後は、こうしたニーズに対応するため、必要な事業の実施を検討していくことが求められます。

#### 施策の方向性

##### ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化

- ◇ 特別な支援を必要とする子どもを受け入れる保育所、幼稚園及び認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達状況に応じ、専門的な判断に基づき、必要な加配職員の配置に努めます。
- ◇ 医療的ケア児受入マニュアルに基づき、就園前から関係機関と連携し円滑に受入れを行うとともに、必要な職員の確保に努めます。
- ◇ 保育士等への支援として、引き続き訪問相談を行い、介助員への研修機会を確保し、支援に関わる職員の資質向上に努めます。

##### ②きめ細やかな保育サービスの提供

- ◇ 休日保育について、今後のニーズを把握し、実施体制の確保に努めます。
- ◇ 病児・病後児保育の実施に向けて、具体的かつ実現可能な手法の検討を行い、事業の早期実現を目指します。

##### ③多様な子育て援助機能の充実

- ◇ 保育所、幼稚園及び認定こども園などの施設では補いきれない細やかな子育て世帯へのサポートを担うファミリー・サポート・センターの周知や利用促進などの必要な支援を行います。
- ◇ 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設のあり方を検討し、認可施設への移行など、適切な保育の提供に向けた支援を行います。
- ◇ 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも

通園制度)について、ニーズに応じた実施体制の確保に努めます。

## 基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

### (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進

#### 現状と課題

##### [切れ目のない相談・支援体制]

- 本市では、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に個々の発達や育児の悩みなどに対し、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し必要な支援を行っています。また、各種健診などを通じ、発達が気になる子どもを早期支援につないでいます。今後も、連携を強化し、切れ目のない相談・支援体制のさらなる充実・強化を図ることが求められます。

##### [障がいのある子ども及び家庭への支援体制]

- 障がいのある子どもに対しては、集団への適応や個別のニーズに対応できるよう、相談事業を行っています。療育事業としては、一人ひとりの特性や発達段階に合わせた目標や内容を考え、運動や遊びを中心に発達を促す課題を取り入れています。障がいのある子どもへの支援は、就学前教育・保育施設や学校のみならず、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ、さらには卒業後も見据えた支援が必要であることから、切れ目のない支援のために、こうした機関との連携のもとで支援体制を充実させていくことが求められます。

#### 施策の方向性

##### ①配慮を要する子どもとその保護者への支援

- ◇ 臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフを配置したこども家庭センターを核に、園や学校、医療機関など関係機関と連携して、配慮を必要とする子どもとその保護者を含めた支援体制を確保するとともに、個々のスキルアップによる専門性の向上に努めます。
- ◇ 1歳6か月・3歳児の幼児健康診査において、臨床心理士など専門スタッフによる子どもの発達に関する相談を実施するとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園などの依頼に基づく巡回相談により、子どもの状況に応じた集団生活における支援に関する指導・助言を行います。
- ◇ 園や学校の職員が、子どもの発達の状況に対し正しい理解を深め、子どもへの適切な対応ができるよう、資質と専門性の向上を図る研修会を開催します。
- ◇ 教育委員会と福祉を兼務する教職員（指導主事）を配置することで、保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校への就学が円滑に進むよう、相互の連携を図ります。

- ◇ 子ども一人ひとりの発達状況を保護者が記録・管理するサポートブック「にじいろのーと」を有効に活用し、園や学校への就学、進学、就労などの転機における関係機関の情報共有を図ります。
- ◇ 通級指導教室、特別支援学級それぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」等に基づいた指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮の提供に努めます。

## ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援

- ◇ 集団生活を送るうえで支援が必要な子どもに対し、専門家による育ち相談や発達検査を行い保護者の相談に応じるとともに、児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等と連携し、支援体制の整備・充実を図ります。
- ◇ 支援を必要とする障がいのある子どもが、放課後等デイサービス等を利用できるよう、事業所への働きかけを行います。
- ◇ 障がいのある子どもが学校を卒業後に、就労や社会への参画ができるよう、関係機関と連携した事業所への働きかけなど就労支援を充実させます。
- ◇ 特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの諸制度に基づく給付及び心身障がい者医療費助成などを行うとともに、制度の分かりやすい説明やスムーズな案内ができる体制を整え、障がいのある子どもをもつ世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

## (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり

### 現状と課題

#### 〔家庭における子育て力の確保〕

- 本市では、地域子育て支援センターをはじめ、さまざまな機関を通じて、家庭での子育てに役立つ情報の提供や啓発活動、講座の開催などを進めています。ネット社会である現在、子育てに関する情報は大量にあるものの、アンケート結果からも「子育てに関して日ごろ悩んでいることや気になること」が多岐にわたることが分かります。引き続き、より多くの保護者の悩みや不安を軽減できるよう、相談体制を充実させることが求められます。

#### 〔子育て世帯の孤立防止〕

- 子育てについては負担感・不安感も多いものの、同じような年代の子どもを持つ親同士が交流することで、それらの軽減に寄与することができます。地域子育て支援センターの利用者数も、コロナ禍の利用制限期間を経て回復傾向にあり、アンケート結果からも利用ニーズが高いことが分かります。一方、こうした交流、つながりを持ってない保護者・家庭は、地域の中で孤立することが懸念されます。孤立を防ぐためにも、支援の必要な家庭に対し、見守り、寄り添う支援が求めら

れます。

## 施策の方向性

### ①子育て世帯の子育て力の強化支援

- ◇ 子どもが家庭で過ごす中で、幼児期から望ましい生活習慣を確立することができるよう、「お茶の間１０選（実践）」リーフレットなどを活用した家庭教育への支援を行います。
- ◇ ブックスタートなど、本を活用した子どもの成長段階に応じた取組による親子の絆づくりを促進します。
- ◇ 公立保育所などで提供する給食の紹介、食に関する様々な情報を発信する食育だよりの配布や給食の献立の「亀山公式LINE」での発信などにより、食に関する意識啓発を行い、家庭での食習慣づくりを促します。
- ◇ 保育所、幼稚園及び認定こども園などで日常に行われる職員への相談や、地域子育て支援センターでの相談など、保護者の集う施設をプラットフォーム・ホームとして多様な相談機関を設け、身近な子育て相談体制を充実します。

### ②子育て世帯の交流支援

- ◇ 子育て世帯が集い、ともに交流することのできる地域子育て支援センターの活動を引き続き進めるとともに、市立図書館へのサテライトなど、出前保育の充実を図ります。
- ◇ 「亀山市公式LINE」を活用した子育てに関する多様な情報発信を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。
- ◇ 地域子育て支援センターなど子育て世帯が交流する場所を活用し、共通する話題や悩みなどを持つ子育て世帯同士がつながり、交流を深められるよう、子育てサークル活動の情報提供を行います。

### ③子育て世帯の孤立の未然防止の取組

- ◇ 子育て世帯の抱える課題の多様化・複雑化により孤立を深めることがないように、こども家庭センターを中心とした支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて重層的な支援が活用できるよう、関係機関との連携を図ります。
- ◇ 赤ちゃん訪問や産後ケア事業などで家庭訪問を実施し、心身のケアや相談、育児のサポートを行うとともに、子育て世帯訪問支援事業に取り組み、子育て世帯の孤立感や不安感の解消に努めます。
- ◇ ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助事業の利用促進を図ることと、多胎児や年齢の近いきょうだいを抱える子育て世帯の負担軽減につなげます。
- ◇ 不登校、不登校傾向にある子どもをもつ保護者への支援として、教育支援センターを中心として相談機会の拡充と情報提供に取り組みます。

### (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実

#### 現状と課題

##### 〔子育てを支える支援の輪〕

- 今や子育ては親だけが担うのは難しく、地域社会が子育て世帯を支えることが重要です。本市では、ファミリー・サポート・センターにおける子育て支援員をはじめ、さまざまな子育てボランティアが子育て世帯を支援しています。今後も引き続き、子育てに関わる多様な主体の活動を促すとともに、連携強化を図ることが求められます。

##### 〔子どもを見守り、育てる地域社会〕

- かつて子どもは「地域の宝」と言われてきましたが、地域との関係が希薄な子どもや子育て世帯が増加しています。本市では、各地域の特性を生かしながら、地域ごとに子どもを見守り、育成する取り組みが進められています。特に、放課後子ども教室では、高齢者との世代間交流を通じて、子どもの育ちを促しつつ、郷土意識を高める取組につながっています。今後も、地域の中で子どもが安心して過ごし、健全な育ちにつながるよう、地域の大人の意識を高め、活動を充実させていくことが求められます。

#### 施策の方向性

##### ①子育て支援のすそ野の拡大

- ◇ 子育て支援員研修や中央公民館講座を通じて、地域の人々など子育て世帯の周りで子育てを支えることのできる人材育成に努めます。
- ◇ 子どもや子育て世帯の抱える課題に対し適切に対応することができるよう、園や学校、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域の人々など、子育てに関わる多様な主体の連携の強化を図ります。
- ◇ レスパイト利用も可能とした、適切なこどもの成育環境を整備するための、子育て短期支援事業の拡充に向けて児童養護施設などの協力機関との連携を図ります。

##### ②子どもの健全育成活動の充実

- ◇ 就労等により保護者が居ない家庭の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から全小学校区での放課後子ども教室を継続し、地域の教育力を活かして内容の充実を図ります。
- ◇ 地域のコミュニティなどの身近な場所において、様々な世代がふれあう交流や、子どもと子育て世帯が地域行事を通じて地域の伝統文化などに気付く機会づくりを促進します。

- ◇ 子どもや子育て世帯が地域の歴史や伝統文化、自然やスポーツにふれる機会の充実を図るため、様々な情報発信をするとともに、中央公民館講座を継続して実施します。
- ◇ 児童健全育成活動の拠点となる児童センターを更に利用しやすい施設とするため、ニーズに合わせた活動の実施や施設の整備を検討します。
- ◇ 不登校や引きこもり等、社会適応上の困難を抱える青少年の自立への支援を行うため、関係機関と連携しながら、青少年総合支援センターの機能充実を図るとともに、福祉と教育との連携を密にし、青少年に対するきめ細かな支援を継続します。
- ◇ 青少年総合支援センターを核とした関係団体、関係機関との連携の下、地域社会全体で子どもたちの安全・安心を見守る意識の醸成に努めるとともに、市民と行政が一体的に進めるパトロールや通学時の見守活動等の充実を図ります。

## 基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

### (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実

#### 現状と課題

##### 〔児童虐待の未然防止〕

- 全国的には児童虐待の事案が後を絶たず、件数も年々増加しています。本市においては、虐待が疑われる場合に要保護児童等・DV 対策地域協議会においてケース会議を開催し対応しており、令和2年度以降は、件数が減少する傾向にありますが、児童虐待の背景は複雑化・多様化しています。今後も、虐待につながるおそれのある育児不安などの要因を解消し、また孤立を防ぐべく、支援の必要な家庭を発見するとともに、市民全体に対する意識醸成を図ることが求められます。

##### 〔複雑化する課題への対応〕

- 子育て家庭を取り巻く課題は、他の福祉課題と同様、複雑化する傾向にある中で、ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。また、本市には外国につながる子どもを持つ家庭が多く、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みを抱えていることが考えられます。こうしたさまざまな課題に対して、一人ひとりの子どもとその保護者に対し、寄り添う支援が求められます。

##### 〔子どもの人権尊重〕

- 虐待など、子どもの人権を踏みにじる行為はもってのほかですが、それ以外にも、子どもは人格を持った1人の人間であることを意識し、その意見や行動を尊重することも大切です。令和5年4月に施行された「こども基本法」は、その理念の最初で「全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」を謳っています。次代を担う子どもたちが、将来にわたって幸福な生活を送れるよう、その基本となる人権意識を高めていくことが求められます。

#### 施策の方向性

##### ① 多様な生活環境にある子どもに対するきめ細かな支援

- ◇ 妊娠届出時から赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの機会を捉えた相談等を通じ、養育支援の必要性を把握するとともに、早期の支援等の対応につなげます。
- ◇ 亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を中心に、医療機関や園、学校など関係機関との情報共有を図るとともに、要支援家庭や要保護家庭への早期からの適

切なアプローチに取り組めます。

- ◇ 様々な課題が複合化・複雑化する児童虐待に対応できるよう、計画的な研修参加等を通じて子ども総合相談に関わる専門スタッフの専門性の向上を図ります。
- ◇ 児童虐待に関する研修会や広報など様々な機会を通じて市民の理解と意識醸成を図ります。
- ◇ 外国につながる子どものいる家庭に対し、様々な行政サービスや諸制度についての周知を図るため、インターネットや無料の専用アプリを用いて、電子版多言語広報「かめやまニュース」を配信するなど、情報提供の充実に努めます。
- ◇ 外国につながる子どものいる家庭において、小学校での生活や学習の仕方等、学校の仕組みについて学ぶ機会を提供するとともに、中学校においては、進学等の進路選択の幅を広げ、多様な学びの機会が得られるよう取り組みます。
- ◇ 日本語指導拠点校を指定し、通訳や外国人児童生徒教育支援員配置することで円滑な学習支援や保護者支援に努めるとともに、多言語での文書作成等に努めます。
- ◇ ヤングケアラーの実態把握を継続して実施するとともに、支援を必要とする子どもに対する相談・支援の機会を拡充させます。
- ◇ 要支援・要保護児童のいる家庭や、家事・育児等に不安を抱える子育て家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業等による家庭支援を行います。
- ◇ 不登校等の課題を抱える子どもや、ひきこもりの人がいる世帯の社会とのつながりづくりに向け、個人を特定されず参加できるオンラインの居場所・相談の機会づくりを進めます。

## ②子どもの人権を守る意識の醸成

- ◇ オレンジリボン運動などを通じた、子どもの人権に関する市民と地域の役割意識の醸成を図ります。
- ◇ 子どもに関わる園などの職員への研修や人権出前講座の開催などによる人権意識の醸成を図るとともに、互いに支えあいながら生活する「共生」の意識づくりに努めます。

## (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保

### 現状と課題

#### [経済的・文化的な貧困に関する課題への対応]

- 経済的に困窮している家庭に対しては、さまざまな支援制度があります。本市でも生活困窮者支援事業の中で給付金の支給などを行っていますが、支援制度利用者のアンケート結果でも奨学金制度についての認知度は高まっているものの、依然として「知らない」人も多いことが分かります。経済的な困窮や文化的な貧困にかかる課題のある子育て世帯を適切な支援につなげる必要があります。

#### 〔貧困の連鎖を断ち切る学習機会の提供〕

- 「貧困の連鎖」を生み出す原因の一つに、学習機会が十分に提供されないことがあると考えられ、支援制度利用者のアンケート結果でも、塾や習い事に通っていない理由として「経済的に余裕がないから」が最も高くなっています。本市では、就学援助対象家庭に対する学習支援を実施するほか、NPO 団体による学習支援が行われています。今後も、継続した取り組みを進めていくことが求められます。

#### 〔経済的・文化的な貧困に起因する孤立の防止〕

- 子育て世帯の経済的な困窮は、社会的な孤立によって増幅するおそれをはらんでいます。アンケート結果からは、経済的・文化的な貧困に関わらず、地域との関わりは希薄化していることがうかがえます。本市では、課題を抱えた世帯をコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）につなげるための「つながるシート」を活用し、包括的な相談支援体制を展開しています。今後も、必要な人を必要な支援につなげるネットワークの強化が求められます。

### 施策の方向性

#### ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実

- ◇ 子育てにおける様々な機会を捉えて、経済的な困窮や文化的な貧困にかかる課題のある世帯を把握し、こども家庭センターでの子ども総合相談につなげます。
- ◇ 課題を抱えた子育て家庭の自立支援に向け、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施しながら、生活の困りごとや家計状況の整理、就労に向けた準備支援等を一体的に提供する生活困窮者自立支援事業の充実を図ります。
- ◇ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用しながら、学校や教育支援センターを中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。
- ◇ 学校内に不登校児童生徒のための居場所をつくり、多様な学びを保障するなど、不登校児童生徒への校内支援体制の整備を図ります。

#### ②就学・進学に関する相談体制の充実

- ◇ 円滑な就学につなげられるよう、亀山市保幼認小接続カリキュラムの実践を図るとともに、教育と福祉との連携による相談・支援体制の充実を進めます。
- ◇ すべての子どもの学力保障がなされるよう、対象者のニーズを把握しながら、集合型のみならず訪問型も含めた学習支援事業への展開を図ります。

#### ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり

- ◇ 地域で潜在化している課題を抱えた子育て家庭について、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員をはじめ、地域・関係機関との多機関連携による支援が提供できるよう、複合課題相談支援「つながるシート」を活用した包括的な相談

支援体制づくりを進めます。

### (3) 自立した生活基盤づくりへの支援

#### 現状と課題

##### [経済的・文化的な貧困からの脱却]

- 経済的・文化的な貧困により自立的な生活を送れない家庭に対しては、生活面、学習面、保護者の就労支援の面など、多面的な支援を複合的に提供し、自立支援へとつなげる取組を行っています。支援制度利用者のアンケート結果からも、就学費用の軽減を求める声や子ども食堂を利用したいとする声は多く、支援が必要な家庭に対する継続的かつ伴走的な支援が求められます。

##### [制度の周知の必要性]

- 生活困窮に関する支援はさまざまな制度があるものの、十分に認知されていない現状があります。支援制度利用者のアンケート結果からも、就学援助制度や貸付金制度を十分知らない層があることが分かります。こうした世帯の特性として、社会的な関わりが少なく、情報を得る経路が限られることがあげられることから、今後は、アウトリーチなどによって制度の周知を進めることが求められます。

#### 施策の方向性

##### ①生活支援の充実

- ◇ 経済的な困窮のみならず、文化的な貧困も含めた家庭の生活自立を支援するため関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。
- ◇ ひとり親世帯等に関する様々な制度改正等に迅速に対応しつつ、情報提供や相談機能を重層化するとともに、ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助機能の活用を促します。
- ◇ 児童扶養手当などの制度に基づく給付や、ひとり親家庭等への医療費助成制度など、経済的な困窮家庭に対する福祉、教育などに関する支援策を継続するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減する支援策の検討を行います。

##### ②就労に関する支援の充実

- ◇ ハローワークとの連携により、保護者の就労支援を充実させるとともに、ひとり親家庭等が資格等の取得によって安定的な職業に就けるよう、自立支援教育訓練給付金等の制度の積極的な活用を促しつつ職業訓練等の機会の充実を図ります。

##### ③食から支える子ども食堂の充実

- ◇ 経済的・文化的な貧困家庭への食の支援と食育活動の促進を図るため、子ども食堂の役割を担う団体の活動支援を行うとともに、支援が必要な子どもが食堂につながれるよう支援します。

#### ④各種支援制度の周知強化と利用促進

- ◇ ひとり親家庭等の経済的自立と子どもの福祉増進を図るため、三重県母子父子寡婦福祉資金制度等の相談や申請などを行います。
- ◇ 支援が必要な子どもや家庭に対する制度の周知を図るため、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員からの制度周知を促します。

## 基本目標４．子育ての希望がかなうまち

### （１）妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実

#### 現状と課題

##### 〔出産までの切れ目のない支援〕

- 妊娠が分かった時点から、切れ目のない支援を行うため、本市では、令和６年４月から母子保健と児童福祉の両機能を一体化した「亀山市こども家庭センター」を開設し、妊娠期から子育て期までの子どもに関するあらゆる相談をワンストップで受け付け、そのニーズを的確に把握し、必要な支援や関係機関等につなぐソーシャルワーク機能の強化に努めています。今後は、健診や予防接種といった母子保健事業をはじめ、妊婦への包括相談や産後ケア事業なども含め、切れ目なく母子の健康をサポートする体制づくりの充実が求められます。

##### 〔安心して子育てするための情報提供〕

- 出産・子育てについて、初産の場合は特に不安が付きまとうものです。そうした不安や悩みの相談に応じつつ、適切な情報提供をすべく、赤ちゃん訪問や育児相談、各種教室を開催しています。妊娠・出産・子育て等を通じて、父親・母親がともに参加し、子育てを両親で協力して行うきっかけづくりに向けて、引き続き、情報を提供し、意識を高めていくことが求められます。

##### 〔出産の希望実現に向けた支援〕

- 妊娠・出産への希望を持ちながらも、さまざまな問題からそれが叶わなかったり、不育症に悩んだりするケースがあります。本市では、不妊・不育症治療などに対する正しい知識の普及を図るとともに、不妊・不育症治療費の一部助成を実施しています。また、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進も重要です。

#### 施策の方向性

##### ①妊娠期から始まる親子に対する健康支援の充実

- ◇ 妊娠期から出産、育児へとつながる子育て世帯に対する母子保健支援体制の強化を図り、特に孤立感や不安感を抱く妊婦やその配偶者等に対し、サポートプランを作成し、全ての妊産婦に対し伴走型の包括的な相談支援体制を構築します。
- ◇ 子育て世帯の転入に際して、保健師などの専門職による相談対応を行うことで、子育て世帯の不安解消に努めます。
- ◇ 妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査や産後における産婦健康診査や産後ケア事業の拡充を検討するとともに、妊娠・出産に係る精神的な面を含めた健康支援に取り組みます。

- ◇ 妊婦教室やパパママ教室を充実させ、出産に向けての知識の普及や体験の機会を提供することで、新生児の健やかな成長に向けた支援を行います。
- ◇ 乳幼児の健康保持と様々な課題の早期発見・早期対応を図るため、成長・発達に応じた乳幼児健康診査を行うとともに、未受診者の把握や健康診査後のフォローを行います。
- ◇ 感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種費用の助成を行うとともに、予防接種に関する正しい知識の普及による予防接種率の向上を目指します。

## ②安心して子育てのできる意識と環境づくり

- ◇ 離乳食教室などの各種教室や育児相談などを通じて様々な情報提供を行うとともに、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施することで、個々のニーズに応じた支援や情報提供を行います。
- ◇ 乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、適切な応急処置に関する情報提供に努めます。
- ◇ 子どもの健康管理や疾病予防に関する子育て世帯の不安を解消できるよう、様々な機会を通じた身近な「かかりつけ医づくり」を推進します。
- ◇ 限られた医療資源を有効に活用するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、みえ子ども医療ダイヤルや、救急医療情報システム（医療ネットみえ）の活用に向けた情報提供に努めます。
- ◇ 子ども医療費助成などの経済的支援制度について、国や近隣市町の動向を注視しつつ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、これらの支援制度の利用の促進及び利便性の向上を図りながら、児童に対する手当の支給や妊婦のための支援を行います。

## ③出産の希望を支える支援

- ◇ 不妊・不育症等に対する経済的負担の軽減を図るため、県の助成に加え治療費の一部を助成します。
- ◇ 不妊・不育症治療などに対する正しい理解を広めていくため、様々な機会を通じた情報発信と意識啓発に努めます。
- ◇ 将来の健やかな妊娠や出産につなげるため、早い段階から正しい知識を得て、健康的な生活を送れるよう、プレコンセプションケアを推進します。

## (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援

### 現状と課題

#### 〔居場所としての保育所や放課後児童クラブ〕

- 保育所や放課後児童クラブは、親の就労を支える保育サービスであるという面がある一方、子どもにとっては生活の場であり、居場所であるという面もあります。特に、学童期の居場所については、子どもが友だち関係を深める場でもあり、地域社会の中で見守り、育まれる場でもあります。全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、取り組む必要があります。

#### 〔ワーク・ライフ・バランスの実現〕

- 子育て世帯にとって、子育てと仕事の両立を図ることは必要不可欠な課題です。令和4年4月から施行された「改正育児・介護休業法」では、特に男性の育休取得に向けた企業側の支援が義務化され、両立支援に向けた取組が進みました。一方で、まだまだ社会的な長時間労働の慣習が抜けず、子育てが一方に偏るという状況もあります。子育ては、男女ともに行うという気運が高まる中、企業や地域社会に対し、意識啓発を進めていくことが求められます。

### 施策の方向性

#### ①親の就労を支える保育サービスの提供

- ◇待機児童の解消を目指し、低年齢児童の受入規模の拡充を図るとともに、小学校入学時における保育の隙間を生じさせない受け入れ体制づくりを進めます。
- ◇保護者の多様な働き方や、様々な保育需要に対応できるよう、利用ニーズを適切に把握しつつ、休日保育を実施するとともに、病児・病後児保育の実施に向けた体制整備を進めます。

#### ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり

- ◇保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生が放課後を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブの受入機能の確保を図るとともに、夏休みなど長期休業時の居場所を確保します。
- ◇子どもが放課後を豊かに過ごすことができるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を強化するとともに、各地域のニーズや特性に合わせて放課後児童クラブの特徴を活かした付加価値づくりと連携方策を検討します。
- ◇支援を必要とする子どもの個々の状況に応じた発達支援を行い、安心・安全に自分らしく過ごすことができるよう、放課後等デイサービス事業などによる居場所を確保します。

### ③ワーク・ライフ・バランスの推進

- ◇ 子育て世帯が就労しながら協力して子育てを行えるよう、企業等において、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進を図るため、育児等に対応するための柔軟な働き方の導入等に関して企業等に働きかけを行います。
- ◇ パパママ教室やパパとあそぼうなどのイベントを充実させ、男女がともに育児に参画することの重要性を周知・啓発します。
- ◇ マタニティ・ハラスメント等が発生しないよう、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、正しい知識の共有、啓発を行います。

## 多分野・多職種が協働・連携し、包括的に取り組む支援体制の強化

(こども家庭センターを核とした包括的な相談支援体制と重層的支援体制整備事業との内容を中心に、関連する取組を再掲します)